

飼 料 製 造 業 者 届

年 月 日

農林水産大臣

〇〇〇〇 殿

住 所

氏 名

下記のとおり飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 2 飼料を製造する事業場の名称及び所在地
- 3 販売業務を行う事業場及び飼料を保管する施設の所在地
- 4 製造に係る飼料の種類及び名称
- 5 飼料の製造の開始年月日
- 6 製造する飼料の原料又は材料の種類
- 7 飼料を製造する施設の概要

飼料製造業者届出事項変更届

年 月 日

農林水産大臣

〇〇〇〇 殿

住 所

氏 名

さきに 年 月 日付けで飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律
第50条第1項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第4項
の規定により届け出ます。

記

- 1 変更した事項
- 2 変更した年月日

飼料製造業者事業廃止届

年 月 日

農林水産大臣

〇〇〇〇 殿

住 所

氏 名

さきに 年 月 日付けで飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律
第50条第1項の規定により飼料製造業者の届出をしたが、 年 月 日限り
で事業を廃止したので、同条第4項の規定により届け出ます。